

令和4年第2回

伊根町議会定例会会議録

令和4年6月22日（第2号）

伊 根 町 議 会

令和4年第2回（定例会）

伊根町議会 会議録（第2号）

招集年月日	令和4年 6月22日 水曜日						
招集場所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開会	令和4年 6月22日 13時27分			議長	濱野茂樹	
	閉会	令和4年 6月22日 15時04分			議長	濱野茂樹	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	1	和田義清	○	6	大谷 功	○	
	2	上辻 亨	○	7	松山義宗	○	
	3	長谷川貴之	○	8	佐戸仁志	○	
	4	中嶋 章	○	9	濱野茂樹	○	
	5	山根朝子	○				
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	町長	吉本秀樹	○	保健福祉課長	石野 靖	○	
	副町長	上山富夫	○	地域整備課長	橋本利将	○	
	教育長	岩佐好正	○	教育次長	増井和彦	○	
	総務課長	鍵 良平	○				
	企画観光課長	千賀和孝	○				
	住民生活課長	森田連三	○				
職務のため 出席した者 の職氏名	議 会 事務局長	倉 正人	○	嘱託職員	奥野日菜	○	
会 議 録 署名議員	4番	中嶋 章		6番	大谷 功		
議事日程	別紙のとおり						
会議に付 した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

令和4年 第2回 伊根町議会定例会

議事日程 (第2号)

令和4年6月22日(水)

午後 1時30分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 今年の有害鳥獣対策は 佐戸 仁志
- 肥料、飼料価格高騰対策について 大谷 功
- プラスチックごみの対応について 山根 朝子
- 地域防災の意識向上を図るために 上辻 亨

日程第 3 議案第46号 伊根町再エネ活用型EV充電設備整備工事請負契約の締結について

日程第 4 議案第47号 令和4年度伊根町一般会計第2回補正予算

日程第 5 閉会中の継続審査(調査)申出書

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 今年の有害鳥獣対策は 佐戸 仁志
- 肥料、飼料価格高騰対策について 大谷 功
- プラスチックごみの対応について 山根 朝子
- 地域防災の意識向上を図るために 上辻 亨

日程第 3 議案第 46 号 伊根町再エネ活用型 E V 充電設備整備工事請負
契約の締結について

日程第 4 議案第 47 号 令和 4 年度伊根町一般会計第 2 回補正予算

日程第 5 閉会中の継続審査（調査）申出書

会 議 の 経 過

令和4年6月22日（水）
午後 1時27分 開議

◎ 開議の宣言

○議長（濱野茂樹君） 皆様、お疲れさまでございます。

ただいまの出席議員は全員です。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（濱野茂樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、

4番、中 嶋 議員

6番、大 谷 議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席の議員にお願いいたします。

◎ 日程第2 一般質問

○議長（濱野茂樹君） 日程第2、これから一般質問を行います。

最初に、今年の有害鳥獣対策はを通告議題とし、佐戸議員の発言を許します。8番、佐戸議員。

○8番（佐戸仁志君） 皆さん、ご苦労さまです。

それでは、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

私は、2016年より父に代わり米作りの全てを行うようになりました。耕作面積は合計5反ほどで3枚の田んぼを耕作しております。近年、米作りは利益が出るものではなく、よく考えれば耕作を放棄し米を買って食べるというのが普通の方の選択であります。なぜ耕作を続けるか、私は先祖より受け継いだ私有地を私の代で荒らすことなく、息子、孫に引き渡す、それだけのことであります。我々のような者が伊根町の田畑を荒らさず保っていると自負しております。しかし、耕作者の中でも若い私も60歳を過ぎ、体力的にもきつく、少しでも楽ができれば日々思っております。

昨年8月末に収穫が終わり、10月には秋起こし、一冬を過ごし3月末よりあぜつけ、荒起こし、水張り、代かき、田植と進んでいきます。この行程の中にあぜの草刈り、農薬散布、肥料散布などがあり、仕事を持つ私は3月末より毎週日曜日は米作りをしております。そして、今まで述べた作業のほかには有害鳥獣対策作業があります。冬の雪の中で壊れた鉄柵、電気柵を修理し、電気柵の漏電を防ぐため徹底的に短く草刈りを行います。これが秋まで月に一、二回行っています。このきつい作業をしないとイノシシ、鹿に稲を荒らされ、1年間の耕作を棒に振ることとなります。

私の父が6年前に稲作をやめた原因が鉄柵、電気柵をイノシシに破られ、一晩で草刈り前の稲が全滅したことであります。耕作にはほぼ参加していない私でもその惨状を見てショックを受けました。米を作る者、畑で野菜を作る者にとって有害鳥獣対策は重要で大変な作業であります。しかし、それが昨年夏頃から変化を感じました。

おととしは8月中旬より1台の捕獲おりにイノシシが入り始め、8月だけで15頭の捕獲となりました。しかし、昨年は1頭も入らず、一冬過ぎてもあぜ、水路などが荒れることはほとんどありませんでした。春、タケノコを取りにいくと、一面タケノコだらけで掘り返された跡もなく大変気持ち悪く思いました。異変を感じ他地区の方に相談すると、山の中で無傷で死亡しているイノシシを多数目撃したとのことでした。私は原因は全国ではやっている豚熱であろうと確信しました。伊根町には養豚業者などもなく大騒ぎとはなっていませんが、有害鳥獣対策に苦勞している農業者にとってイノシシの減少は喜ばしいことであります。減少しているであろうことは分かっていますが、正確で詳しい情報発信はなく、発見した死骸をどうするのか、食べたり触っても人体に影響はない

のか、今後全滅しもう出没しないのか、伊根町が現在把握する情報を広く町民に発信してはどうかと思っております。

また、イノシシ減に反比例して鹿による被害が多発しています。耕作放棄地で草を食べる鹿を見ると奈良公園のようではほほえましく思いますがとんでもないことであります。私たちの地区では前から姿は見ますが、昨年頃より被害が出始め、今年は多くの田植後の田に鹿が入り、稲を食べ荒されるということが起こっております。

我らの地区には大きな農業団体もなく鹿に対する対策は個人個人、誰も分かっていません。いいとされるピンクのテープを買って張り巡らせています。どうすることが鹿に対し有効であるか、これもまた伊根町が把握する情報を広く町民に対し発信する必要があると思っておりますが、お考えをお聞かせください。

○議長（濱野茂樹君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、佐戸議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

今年の有害鳥獣対策についてお答えをいたします。

議員の発言のとおり、感覚的にはございますがイノシシを見かける頻度は少なくなっているように感じます。逆に鹿については多くなっているように感じております。イノシシの捕獲頭数は令和元年度の409頭に比べ、令和2年度では307頭、令和3年度では239頭と減少をしております。このような状況からもイノシシは減少しているのではないかと考えられます。鹿につきましては、京都府下では令和元年度をピークに減少傾向にあると言われております。しかし、町の捕獲頭数は令和元年度で20頭、令和2年度では57頭、令和3年度では92頭と年々増加をしている状況であります。捕獲頭数の把握には努めておりますが、イノシシや鹿は個体数の推定が極めて困難な獣種であり、町内に存在する頭数は把握はできておりません。

京都府においても、イノシシの頭数は平成24年度に6万頭という暫定的な数値を定め、そこから捕獲実績の頭数と増加率、これは定率1.178であります。これにより生息数を推定している状況です。よって、令和2年度でのイノシシの生息数は5万1,000頭、鹿は9万6,000頭と推定をされています。このように、あくまでも推定とされていることから、町といたしましても正確で詳しい情報や今後の出没見通しなど、そういった情報発信が行えないことをご理解願いたく思います。

イノシシの減少要因と考えられます豚熱につきましては、府内では令和2年4月に初めて陽性が確認をされております。当町においても令和4年3月に感染したイノシシが確認をされております。豚熱は人に感染するものではなく、豚熱に感染したイノシシの肉や内臓を食べたとしても人体には影響はございません。当町では、イノシシや鹿などが倒れているときは、豚熱の流行に関係なく以前から連絡や相談を受けており、道路敷地などの公共施設に倒れている場合は、その施設管理者に連絡し、施設管理者が撤去処分を行っているところです。民地においては、その土地の所有者や管理者により処理していただくこととなりますが、大きいため対処できない場合などは町職員も協力して処理をしている状況でございます。

鹿対策につきましては、イノシシ対策同様、平成21年度から電気柵のほか金網やワイヤーメッシュ柵を貸出しする事業を行っており、京都府の鳥獣被害防止総合支援事業により実施しているものでございます。この事業は、柵類を町が購入し無償で各地域に貸出しし、設置作業については地域で行うというものでございます。設置には地域の労力を要することからも、被害状況を踏まえ、どのような被害防止を行うか各地域で協議して決めていただいております。毎年度、地区から要望を受け付けておりますので、ご要望頂ければ対応してまいります。

また、最後にありましたイノシシ対策から鹿対策へ変更するかどうかは、現場の各地域の判断に委ねたく思っております。

以上でございます。

○議長（濱野茂樹君） 8番、佐戸議員。

○8番（佐戸仁志君） ありがとうございます。有害鳥獣対策は大変体力が要ります。体力を使った割には被害を受けると全く収穫がないというようなことが起こります。この国道178号の日出の田んぼでも昨年イノシシ被害があり、4枚の田んぼを作るのをやめております。そういうことが

ありますので、いろいろな、もしイノシシはもう出ませんよとかいうような情報がありますと、耕作放棄地をまた耕作しようという人も出てくるのではないかと思います。また、町のほうの努力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（濱野茂樹君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 耕作者の皆さんに対していろいろな情報は提供したいと思いますが、耕作者の皆さんが困っている状況を役場のほうにお伝えいただきまして、担当課のほうと一緒に協議いただければなと思っております。しかしながら、見通しというものはイノシシや鹿がこれから増えるとか減るとか、この豚熱によって全滅するとか、そういうあくまでも予想や憶測というのとはできないのが現状でございますので、その点について情報発信というのはなかなか難しくなりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（濱野茂樹君） 以上をもちまして佐戸議員の一般質問を終わります。

次に、肥料、飼料価格高騰対策についてを通告議題とし、大谷議員の発言を許します。6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） それでは、通告に基づきまして質問をいたします。

コロナウイルスの蔓延に伴いまして景気の低迷、生活困難が長期に及んでいるところに加えまして、物価高騰が襲いかかり、町民の暮らしに深刻な影響を及ぼしています。今の物価高はコロナからの経済回復に伴う需要の増、ロシアのウクライナ侵略と経済制裁によるエネルギーや小麦価格の上昇、異次元の金融緩和による異常な円安といった複合的な要因によるものと言われています。ロシアによるウクライナ侵略を機にさらに世界の食料品価格が急騰し、国連は第2次大戦以来の食料危機と警告をしています。中国など新興国の需要が急増し、気候危機などで農業生産は不安定化していることで世界の食料危機の長期化が懸念をされています。

日本のカロリーベースの食料自給率については現在37%、食の海外依存の危うさはここに来て迫ってきています。私は今こそ海外依存から国内増産へと農政の大転換を図るときであると思っています。価格保障、所得補償を抜本的に充実をし、大規模化一辺倒はやめ、中小の農業経営の支援策を強化をし、食料自給率を抜本的に向上させる施策を講じるべきだと私は考えています。

さて、一方で本来の肥料、燃料、飼料も軒並み高騰し、タマネギを除く米価など農産物価格が低迷をする中、農業経営に不安と混乱を招いています。6月1日付の日本農業新聞はJA全農が6月から10月に供給する秋肥の値上げをすると発表したことを報じました。全農の秋肥価格は化成肥料の場合、春肥に比べ55%、単肥は25から94%の値上げ、高度化成や単肥の尿素、硫酸、塩化カリでは過去最高値となるというものであります。農業経営への打撃は甚大で、農業経営全体で経営費に占める肥料費の割合は6から13%と言われ、肥料以外の様々な生産資材の価格も上がる中、このままでは立ち行かなくなる、そんな様相を呈しています。また、畜産飼料、現場での価格高騰も深刻で、輸入トウモロコシは20キロ当たり1,200円だったものが2,000円に上昇していると聞きます。養鶏経営に必要な経費のうち飼料費が経費の約50%から70%を占めると言われ、これも大変な事態であります。

このような食品や農業資材などが値上げに踏み切る中、農業生産のコスト上昇も生産物価格に転嫁をされるべきではありますが、農業生産物価格は需給関係で決まり、生産費の上昇は加味されない構造的な仕組みとなっています。政府の持続化給付金や経営継続補助金は農家にとっても大きな補償となったことは確かではありますが、収入減少だけでの計算であり、経費の高騰による経営難については想定をされていません。これは私の思いですが、農業経営が気象条件や世界の市場動向に左右されやすいという特性を考慮した原油、肥料、飼料、資材の価格高騰による生産コスト上昇分を、通常価格とは別建ての割増し量として、生産販売価格に適切に転嫁できるような仕組みを構築することを、収入保険や価格安定対策上も含め国には検討してほしいと思っています。

このように、国民の命を支える食料の安定供給は国の責務だと思いますが、肥料、飼料などの資材高騰化でも安心して営農を継続するためには、自治体としても支援策を示し、農家を下支える必要があるのではないかと思います。肥料については町内での最大の需要時期となる今年秋に予約される来年度の春肥の価格がどうなるかが焦点であります。到底安くなるとは考えられません

ので、今後の地方創生臨時交付金の使途においても検討がされることを望みますが、町長のお考えをお聞きします。

○議長（濱野茂樹君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、大谷議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

肥料、飼料価格高騰対策についてお答えをいたします。

現状ではございますが、議員の発言のとおり、化成肥料は基肥一発肥料が6月に値上がりをしたと聞いております、高度化成肥料については9月頃までの在庫があり値上げはなされていないようですが、それらの8月の資材調達価格により秋以降の価格上昇が見込まれております。

これまで、卵、米、バナナなどは大きな値上がりをしていない物価の優等生と言われてきましたが、今月に入りJA全農たまご株式会社も14年ぶりに値上げがなされ、輸入の8割弱を占めるフィリピン産バナナにおきましても、日本の小売業界団体に対してフィリピン政府より異例の値上げ要求がなされている状況でございます。米価につきましても米穀安定供給確保支援機構が行った5月の調査結果では米価が高まる見通しの判断となっております。

このような状況の中、今月7日、政府は経済財政運営と改革の基本方針2022、いわゆる骨太の方針を閣議決定いたしました。その中に食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進が盛り込まれました。方針の中長期的施策では肥料価格急騰対策の構築も含まれており、短期的施策として原油、原材料、穀物等の国際価格の高騰に対して緊急対策を講じるとの考えが示されているところでございます。町といたしましても、今後も感染症の再拡大やウクライナ情勢の長期化に伴い、原油価格の高騰や円安による物価のさらなる高騰の可能性も大きいのではないかと考えております。また、国もこのような考えは同様でございます。そうでありますので、肥料や飼料の高騰が長期化することも考えられます。

このような状況で肥料など的高騰分に支援を行うことは、一時的な措置でなく今後も継続的な財政支援が必要となります。町の財政では対応し切れないものもございまして。農業者の意向を踏まえ、有機肥料や自給飼料への転換など、国や府の補助事業の活用も含め検討していかなければならない問題であります。農林中金総合研究所も化学肥料の過剰な使用をやめ、堆肥の利用や下水道汚泥の肥料化などを進め、海外依存を可能な限り減らすべきだ、そのように申しております。

先ほども申し上げましたが、様々な国際情勢のあおりで、化学肥料のみならず、あらゆる食品、商品、その値上げ、またエネルギー価格の高騰が起きております。これは一自治体で対応できる問題ではございません。国が確固たる政策を打つべき問題でございます。とりわけ、食料安保の観点からも戦略的に農林水産業の基盤強化を急ぐべきだと思います。また、岸田総理も食料品の高騰対策として農産品全般の生産コスト1割減を目指すとして、肥料など的高騰支援など新しい支援金の仕組みを創設すると表明をされております。町といたしましては、このような国の動向を踏まえ、京都府町村会・全国町村会などと連携し、適時国や府へ支援拡大の要請を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（濱野茂樹君） 6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） ありがとうございます。

国の方もそういう飼料や肥料の価格高騰に対して助成をするというような考えを今日の農業新聞も出ておりましたが、地方創生の臨時交付金、今後も恐らくあると思いますので、そういう関係でもぜひ農業関係に使っていただくように検討を今後よろしくお願ひしたいと思います。

今回の交付金でも検討すればよかったですけど、何分6月1日に肥料の発表がありましたので、それに要望としては載せることができませんでした。今後もまた検討をぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（濱野茂樹君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 地方創生交付金のほうがまた内示なり連絡ございましたら、そちらのほうで検討することはやぶさかではないかなと思っております。秋までは大丈夫でしょうけれどもね、来年にかけて例えば今年の4月から来年の3月までの間1年間を通じて、値上がり分について幾ば

くかでも補填できれば、そういうのは地方創生交付金ではできるかと思えます。

しかしながら、今回のコロナウイルス関連の経済対策のほうの3,000万円いただきまして、今日使い方を補正でさせていただくんですけれども、それは使えるものじゃなかったんじゃないかなと、コロナですからね。そういう高騰対策ではないと思えますのでそれには使えなかったかなと思っています。協議したいと、検討させていただきます。

○議長（濱野茂樹君） 以上をもちまして大谷議員の一般質問を終わります。

次に、プラスチックごみの対応についてを通告議題とし、山根議員の発言を許します。5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） それでは、通告書に基づいて一般質問を行います。

プラスチックは今生活において必要不可欠な素材になっています。しかし、一方で海洋汚染をはじめとする様々な環境問題の原因にもなっています。2021年の6月にプラスチック資源循環促進法が成立しました。そして、本年4月1日から施行されています。この法律はコンビニやホテル、クリーニング店などにスプーンや歯ブラシ、衣類用ハンガーなど使い捨てプラスチック12品目について使用削減を義務づけるものです。設計から廃棄までの一連の流れに関わりのある全ての事業者、自治体、消費者の相互連携によって国内のプラスチックの資源循環の相乗効果を高めることを求めるものです。これまでプラスチック容器包装廃棄物は分別収集されて再商品化が進められてきましたが、それ以外のプラスチック製品は燃えるごみや燃やさないごみとして自治体ごとに対応が異なっており、分別の仕方も分かりにくかった。それで、今回プラスチックを一まとめにして分かりやすい分別ルールをつくって、プラスチック資源回収量の拡大を図り、再商品化しようというのがこの法律の目的です。

市町村に求められるのは、プラスチック使用製品廃棄物の基準を策定してその基準に従って適正に分別して排出されるように、市民に周知するように努めなければならないということですが、強制力はありません。任意となっています。また、この法律は新たなプラスチック生産量やプラスチックごみの排出量を何年までに何t減らすのかというような具体的な数値目標はありません。生産・使用を業界の自主的な取組に任せているというところで曖昧さがあるものです。新たに生じる分別や回収費用、中間処理費用の大部分は自治体任せということになっており、大きな財政負担を覚悟で導入を検討している自治体は一部にとどまっているのが現状のようです。

伊根町においてはプラスチック製容器包装は分別回収されています。リサイクルされるようになっていますが、ほかのプラスチック製品は燃やさないごみとしてゴム製品やビニール製品、革製品、アルミホイルなどと一緒に回収されています。ごみの分別については住民が一番気を遣うのが「プラ」と「プ」の分別です。ごみステーションに回収されずに残っているごみの多くは「プラ」と「プ」の分別ができていないものがほとんどです。プラスチックごみを容器包装で分けるのではなく、プラスチックごみとして一括して分別すれば住民の負担は減少するかなと思います。今後、新法に沿ってごみの分別方法を変更することは検討しているのか伺いたいと思います。

環境危機への対応は今待ったなしの課題であり、プラスチックごみは海洋プラスチックごみにもつながり、私たちの身近な問題となっています。ペットボトルやレジ袋など使い捨てのプラは風に飛ばされて川や海へ流され、自然界では分解されないのでもそのまま蓄積して、さらには海流によって遠くの沿岸や海に拡散していきます。町内の海岸にも多くのプラスチック製品が流れ着いているのを見かけます。町が実施している不法投棄対策事業は町内の美化と同時にプラごみの回収で環境を守るという意味でも重要な事業となっていると思います。そこで、さらに環境問題への積極的な取組として行政自らが率先して行動を起こし、住民のごみ問題への関心を高めていくことも今必要ではないかと考えます。プラスチック資源循環促進法の成立を受けて、プラスチックごみゼロを宣言した自治体もあります。そういう自治体では会議でのペットボトルの配布を禁止したり、マイバッグ、マイボトルの使用を呼びかけています。鎌倉市などでは市役所の自動販売機でのペットボトル飲料を極力減らすことにも取り組んでいます。また、マイボトル用給水器、ウォーターサーバーですが、それを役場や公共施設等に設置している自治体も見られます。

環境問題であるプラスチックごみを減らすために、伊根町としても何か新たな対応を検討しているのか伺いたいと思います。町長の答弁を求めます。

○議長（濱野茂樹君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 山根議員のご質問にお答えしたいと思います。

議員のおっしゃるプラスチック資源循環促進法は名称に促進とあるとおり、いわゆる努力目標が示されたものであります。そのプラスチック資源循環促進法とは少し様相が異なりますが、現在は、伊根町では容器包装リサイクル法により資源をリサイクルするものとしております。そして、この法律の中で、市町村の役割は分別収集計画を策定し分別されたごみを回収、適切に保管し、リサイクル事業者を引き渡すこととされております。ただし、この法律は容器や包装を利用する中身、商品製造事業者、商品を販売する際に容器や包装を利用する小売・卸売事業者などに、再商品化を義務づけることが主な目的となっており、これら事業者は再商品化に係る経費を負担して義務を履行するという仕組みになっております。

当町はこの法律に基づきリサイクルをしているのが容器包装でございます。商品を包む外装物を指します。また、当町は宮津市、与謝野町と共に、回収したごみのほとんどを宮津与謝クリーンセンターへ搬入しており、プラ製容器包装は全て国の指定法人容器包装リサイクル協会、通称容リ協へ搬出しリサイクルされております。ちなみに、宮津与謝地域の1人当たりプラ製容器包装の排出量は京都府下トップであります。これは分別の徹底が定着しているなど循環型社会への意識の高さがうかがえます。他の市町村はどうかといえば、しっかり分別できればリサイクルできるものをその他のプラスチックごみと一緒に排出され、基本的にそれらは全て焼却処分されているものと思われれます。当町といたしましては、この優れている点をさらに伸ばし、循環型社会の実現に向け、現取組を進めていきたいと考えております。

議員のおっしゃるプラスチック資源循環促進法による全量リサイクルには、実は未確定要素が大変多くございます。先ほども申しましたとおり、現在プラ製容器包装は事業者がリサイクル費用の99%を負担しているため非常に安価に収まっておりますが、今回の新たな法律は努めなければならないという努力目標であるがゆえに、法律が施行された今になっても事業者と市町村の負担割合が示されておらず、社会的仕組みも整っておりません。先行して実施してしまうと我々の負担が多くなることが予想されます。このため、仕組みの確立した「プラ」と、未確定の「プ」を同一種類として回収するかどうかは、この判断をすることは現段階では難しく思っております。

また、よしんば先行して実施しようにも、回収したごみは宮津与謝クリーンセンターに持ち込むこととなりますので、環境組合、また宮津市さんと与謝野町さんと協議を整える必要がございます。勝手にはできないわけでありまして、国や他の自治体、リサイクル事業者等の動向を見守る中、関係市町村で検討いたしたく思っております。

なお、プラスチックごみの新たな取組といたしましては、令和5年度から宮津市、与謝野町と共に、回収したペットボトルを同じペットボトルにリサイクルする、いわゆる水平リサイクルを始めることとしております。この点についてはプラスチック資源循環促進法を受けての新たな取組としてご紹介できる事案であろうかと思っております。

最後に、当町が廃棄物処理に関して住民の皆様へお願いすることは、分別をしっかり行い排出していただくということであり、そのことが現在のところ最もリサイクルに寄与する取組になり、処理費用も抑えられるというところでございます。議員の皆様にもこういった事情をご配慮いただき、住民の皆様へのご指導や意識醸成にご協力賜れば幸いに思うところでございます。

以上でございます。

○議長（濱野茂樹君） 以上をもちまして山根議員の一般質問を終わります。

最後に、地域防災の意識向上を図るためにを通告議題とし、上辻議員の発言を許します。2番、上辻議員。

○2番（上辻 亨君） それでは、通告書に基づいて質問させていただきます。

当町では近年大規模な災害は起きておりませんが、線状降水帯の発生により大雨による土砂災害が近年各地で発生しております。線状降水帯は水蒸気を大量に含んだ空気が温かく湿った風に流れ、次々に生まれる積乱雲が列をつくるように並ぶことで同じ地域に集中豪雨をもたらす現象で、2017年7月の九州北部豪雨や2018年7月の西日本豪雨でも各地で記録的な大雨を記録しております。この地域でも昨年8月11日から14日まで降り続いた雨は長江から里波見の遮断機が

降りるなど、近年7月、8月に大雨や台風の発生も見られます。また、東日本の大震災から11年が経過しましたが、今年に入り京都府南部では震度3の地震が2回、小さな地震を含めると11回発生しております。また、3日前ですが石川県では大きな地震が発生しております。このような状況の中、大規模な災害を経験したことのない町民の防災意識は低い傾向にあると思われまます。毎年9月1日の防災の日に取り組みれていた防災訓練も、新型コロナウイルス感染拡大により平成31年から取り組まれておりません。また、当町は人口減少により荒廃した農地、手入れの行き届かない山林等も増えてきております。災害はコロナ禍でも起き得ると考えます。必要な備えは何か、今できることは何か、今後町民の防災に関する意識向上を図るための防災訓練の実施やハザードマップの掲示、災害に関する広報等の取組を考えますが、町長の考えをお聞きしたいです。

また、地域防災の取組や知識を子供の頃から身につけておく必要があると考えます。災害が起きたらまずは自分の命を守るということを基本として、当町の小中学校では避難訓練等の取組も実施していただけるようですが、防災教育の観点から当町ではどのような取組をされているのでしょうか。以上について答弁を求めます。

○議長（濱野茂樹君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、最初に私のほうから地域防災の意識向上を図るためにのご質問にお答えしたいと思います。そして、2つ目は後ほど教育長のほうから答弁をさせていただきます。

初めに当町の過去の災害発生状況について、次に防災訓練の状況について、最後に防災意識の向上についてお答えさせていただきたいと思ひます。その順番でお答えをさせていただきたいと思ひます。

初めに当町の過去の災害発生状況でございますが、毎年日本全国では大雨・洪水・暴風・地震など大きな災害が発生しております。議員のご質問のとおり、当町では全国放送などで当町の被災状況などが報道されることはなく、大きな災害は発生していないのではないかとそのように思われておる方も多数おられるのではないかとと思ひます。しかしながら、全国的に見ても大規模災害と言えるものは本町でも発生しております。ただ幸いなことに人的被害につながるものが極めて少ないことが、報道に取り上げられることがないそういった要因ではないかとと思ひております。

実際に町民の皆様にも記憶に残る災害がございます。台風関連がやはり多くございます。平成16年台風第23号では、暴風によって蒲入地区をはじめ、海岸に隣接する地域では住家の瓦が吹き飛ばすなど、町内で住宅被害68戸、農業用ハウスの倒壊なども多数発生をいたしました。さらにその暴風で山の木々がなぎ倒され、道路脇の倒木で通行止めが多発、送電線などにも障害が発生し、町内は数日間にわたって停電と電話の不通が発生をいたしました。この時の被害総額は約5億5,000万円に上りました。激甚指定を受け災害救助法の適用も受けております。当時は、太鼓山風力発電所の風車が倒れたというような噂が飛び交うなど、強風という言葉では表せない暴風でございました。その太鼓山風力発電所では最大風速秒速45.6mを記録しております。また、平成29年台風第18号では筒川の堤防が破堤し、本庄地区を中心に床上浸水等の被害が37棟、被害総額は約3億円、翌年の平成30年台風第24号では災害復旧工事中の筒川の堤防工事が破損するなど、床上浸水の被害等が15棟、被害総額が約1億7,000万円にもなりました。この平成29年台風第18号では、当町は局地激甚災害に指定されております。30年の7月豪雨では激甚災害に指定され、災害救助法の適用も受けております。このように、当町でもいわゆる大災害は発生しておるわけでございます。

しかしながら、人的被害が少ないことは消防団をはじめとする防災関係機関や町民の皆様への防災に対する心構えのおかげだとそのように喜んでおります。ありがたく思っております。

次に、防災訓練についてお答えをします。

なぜ防災訓練を行うのか。町民の皆様への防災意識の向上や災害発生時の避難行動を確認いただくとともに、自宅や行動範囲の危険な個所を確認していただくきっかけづくりとなります。また、伊根町防災計画に記載があるとおり、町職員や防災関係機関との連携や担当職員の実務の習熟を目的としております。当町では、毎年9月1日の防災の日を中心に実施をしております。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大により町民参加型の防災訓練は令和元年を最後に2年間実施できていない状況

となっておりますが、町職員を対象とした訓練は毎年実施をしております。避難所の開設手順、避難指示等の発令方法、防災備蓄品の点検、非常用発電機の操作手順の確認などを行っております。

最後に、町民の防災意識の向上をどのようにするか、これについてでございますが、今年の防災訓練について、コロナ禍前の町民参加型の防災訓練ができるかどうか、これにつきましては実施方法など開催時期のコロナ感染状況を見て判断したいと考えております。当町の診療所の所長、ドクターともお話をしておるんですが、このまま収束するんですかねなんて言っておりますと、いやいや、絶対にお盆、夏休み、あれが終われば9月には必ず感染が拡大すると、うちのドクターはそういうふう言うわけですね。もう少しその状況というものが我々もちょっと判断しかねますので、もう少し様子を見ながら9月のその防災訓練考えたく思っております。実施方法など開催時期のコロナの感染状況を見て判断したいと考えております。

防災訓練以外にはどのようにして防災意識の向上を図るのか、全戸にハザードマップを印刷して配布しているのか、どこで見られるのか、これにつきましては各公共施設にはハザードマップを掲示しております。そして、「いねぼん」の防災のページでもハザードマップを確認いただけます。ちょっと悪いですが、これは。「いねぼん」の防災部門ではちゃんと掲載しておりますよとちょっと行政として、しとるからいいんじゃないかと、しておりますよということをもう一回ちょっと我々も周知させていただきたいなと思っております。しかしながら、そのようにしております。また、数年に1回は再印刷しハザードマップ再確認をいただいております。

その他には、町民の防災意識向上につながるように、全国瞬時警報システムJ-アラートの定期的な訓練放送を行っております。

災害は、いついかなるときに発生するか予測できません。平時のときに何を準備するかが重要でございます。議員は消防団長も兼務されておられまして、災害の未然防止、発生時の対応など様々な面でお力添えをいただいておりますこと御礼申し上げます。本当にありがとうございます。当町といたしましても、今後も引き続き多種多様な方法で前例にとらわれないよう、よりよい方策を検証し減災活動に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（濱野茂樹君） 岩佐教育長。

○教育長（岩佐好正君） それでは、上辻議員の2点目の質問の小中学校における避難訓練及び防災教育の取組についてお答えします。

まず、中学校の取組についてお答えします。

伊根中学校では、令和4年度学校安全計画に基づき、交通安全、熱中症予防、心肺蘇生法、水難事故防止、大雨や暴風雪などによる事故防止など、年間を通じて安全全般に係る指導を徹底しています。避難訓練につきましては1学期に地震と津波、2学期に火災、3学期には原子力事故を想定して計画的、組織的に実施しています。事前学習・避難訓練・事後の評価という流れで、生徒達の防災意識の向上に努めています。しかしながら、令和元年度末から新型コロナウイルス感染症が国内で見られ、緊急事態宣言や蔓延防止対策措置が取られる中では、避難訓練や交通安全教室、心肺蘇生法の学習など3密になるような取組につきましては中止を余儀なくされてきました。

小学校の取組についてですが、中学校と同様に安全計画に基づき安全指導を徹底し、火災、風水害、地震津波を想定した年3回程度の避難訓練を実施しています。2次避難の訓練や保護者への引渡し訓練、保育所との合同訓練など取り入れながら、それぞれの2小学校、工夫をしながら安全指導、防災教育を実施しているところでございます。

上辻議員ご指摘のとおり、子供の頃から地域防災に対する知識、また自らの命を自らが守るすべを身につけることは非常に大切であると考えております。命ほど尊いものはありません。今後も子供たちの発達段階に応じた適切な指導を徹底し、全ての児童生徒に自分自身の命や体をしっかりと守り切れる力を育てまいりたいと思っております。

これまで積み上げられてきた訓練や指導が決してマンネリ化することなく、児童生徒の生きて働く知識・技能の習得や、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成、また、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性の涵養につながるよう、教職員一人一人の指導力の向上を図るとともに、学校の組織力強化を継続し、防災教育に取り組んでまいりたいと考

えております。

以上です。

○議長（濱野茂樹君） 2番、上辻議員。

○2番（上辻 亨君） 答弁ありがとうございます。「いねばん」に防災のことが載っておるということは私もよくよく知っておるんですが、それを見られるということがちょっとないような気がして、ここに載っていますよと言ってほしいというんですかね、ちょっとそういうお知らせもあってはいいのかなというふうに感じております。

また、大きな自然災害を経験した自治体の多くが、トイレをめぐる様々な困難に直面したというふうな新聞報道もありましたので、トイレ関係の問題も重要なというふうに感じております。

また、小中学校の防災関係のことなんですが、福知山の成仁小学校では災害の危険性が高まる雨季を前に避難所生活を体験する防災学習が今月10日に行われております。5年生51人が段ボールベッドを組み立てたり非常食を食べたりして防災意識を高めたとありました。当町でもこのような取組も考えてみてはどうかというふうに思います。

また、これ自然災害ではありませんが、今年に入り、宮津与謝管内、または京都府内では火災が多く発生しております。当町でも2件発生しました。また死亡事故も起きておりますので十分に皆さん気をつけていただきたいこと、また啓発していただきたいというふうに思います。

以上で一般質問を終わりたいと思います。

○議長（濱野茂樹君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 我々もハザードマップ等「いねばん」の防災ですね、それが作ってありますよというだけじゃなくて、そういうお知らせを広報のほうでもまたこういうところを見てやってくださいという、そういうことは広報させていただきたいなと思います。

また、トイレの関係ですけれどもね、伊根町の場合は下水が全て完備しておるというわけじゃないので、多分ある意味では特別に公園か何かにトイレを設置しておく必要とか、割合としてはちょっと大丈夫なのかなと思ったりもしておるところでございます。それでも伊根中、伊根小のほうではもう下水につながっておりますので寸断されますと使えませんので、そういうことも将来的には考える必要があるかなと検討させていただきます。

以上でございます。

○議長（濱野茂樹君） 岩佐教育長。

○教育長（岩佐好正君） 福知山の事例をいただきましてありがとうございます。

私が思うに、いろんなそういう事例についてはやっぱり学校と共有をしながら、使えるものは使っていかなければいけないというふうに考えています。ただ、最後のほうで申し上げましたが、マンネリ化をするとよくないので新しいものを入れていって、子供たちにしっかり防災意識が積み上がっていくようにしなくてはならないと思うんですが、防災教育、何々教育、いろんな教育がありますので、その中で最終的には何をという部分で、先ほど3つ申し上げました生きて働く知識・技能、未来をつくっていく表現力・思考力・そういうもの、実際人間性・学びに向かう力、この3つに集約していくような形で、ほかの教育とバランスを取りながら、伊根町の子供たちを健全に育成したいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（濱野茂樹君） 以上をもちまして上辻議員の一般質問を終わります。

これをもちまして本定例会における一般質問の全部を終わります。

◎ 日程第3 議案第46号

○議長（濱野茂樹君） 日程第3、議案第46号 伊根町再エネ活用型EV充電設備整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第46号 伊根町再エネ活用型EV充電設備整備工事請負契約の締結についてでございます。

公募型プロポーザルで事業者を募集していた再エネ活用型EV充電設備整備工事の請負契約でございます。契約の締結に当たり議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第

2条の規定により議決を求めるものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（濱野茂樹君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） 議案第46号 伊根町再エネ活用型EV充電設備整備工事請負契約の締結について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（濱野茂樹君） これから質疑を行います。2番、上辻議員。

○2番（上辻 亨君） 説明を図面を見させてもらったんですが、このいねタクの方の休憩場所とかは検討されていないのでしょうか。

○議長（濱野茂樹君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） 本工事におきましては検討はしておりません。別途検討させていただきたいと思っております。

○議長（濱野茂樹君） 2番、上辻議員。

○2番（上辻 亨君） 今日は大変暑くなって、いねタクの運転手さんがお客さん乗せるのにバッテリーがごっつい早くなくなるということで、これ今度新しい設置する充電施設は1日かかるんですよね、たしか充電するのに。それで何か2回目もう充電しとるんやとかいうて聞いておるんですけども、そういった場合交互に使われる予定なんでしょうか。

○議長（濱野茂樹君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） 普通充電のことはおっしゃられているかと思うんですけども、普通充電満タンにするためには8時間ぐらいかかりますが、車両が常に動いているわけではありませんで休憩時間小まめに普通充電を行うことによって、ある程度の回復を図りつつ運行させていただいております。それから、急な充電が必要な場合には役場庁舎にあります急速充電器を使用しますと30分の充電で80%回復いたしますので、現行運行には問題ないというふうに考えております。

追加となりますが、本工事を行う用地におきましても、後刻、何かいい補助金等があった場合には急速充電器が設置できることを想定した設計を行っておりますので、もしいねタクの需要が非常に好調で追加が必要となった場合には、そういったことも想定はさせていただいております。

○議長（濱野茂樹君） 1番、和田議員。

○1番（和田義清君） 今のお話の関連質問なんですけれども、27台の駐車スペースを予定しているというふうにお聞きしたんですけれども、この27台のスペースというのは、もし後々いい補助金メニューがあれば急速充電器をつけるということになると、このスペースは減るのか、それも入れての27台という想定で説明していただいたのか、その辺の説明をお願いします。

○議長（濱野茂樹君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） 今後の想定における充電器設備等を増設した場合にも27台は減らない予定で設計をしております。

○議長（濱野茂樹君） ほかに質疑はありませんか。質疑がないようではありますが、これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱野茂樹君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱野茂樹君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第46号 伊根町再エネ活用型EV充電設備整備工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野茂樹君） 日程第4、議案第47号 令和4年度伊根町一般会計第2回補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第47号 令和4年度伊根町一般会計第2回補正予算でございます。令和4年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による事業を実施するための予算です。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算総額にそれぞれ6,282万4,000円を追加し、33億1,514万4,000円とするものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

歳入です。

14款国庫支出金 2項国庫補助金3,025万6,000円の増額は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

18款繰入金 2項基金繰入金3,256万8,000円の増額です。

4ページ、5ページをお願いいたします。

歳出です。

2款総務費 1項総務管理費6,132万4,000円の増額です。地域経済対策として本年7月1日の住民基本台帳を基に、町民1人当たり1万5,000円、総額で3,000万円町内で利用できる地域振興券の配布事業を実施いたします。また、伝建物活用事業では、建築木材などの高騰によるものと思われる影響で、先日実施しました指名競争入札が不調となりました。単価見直しを行って再度入札を実施するため、不足見込み分の3,000万円を計上しております。

3款民生費 2項児童福祉費50万円の増額は放課後児童クラブの感染対策費用を計上したものでございます。

7款1項商工費100万円の増額は浦嶋公園の空調設備改修の設計費を計上しております。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（濱野茂樹君） 鍵課長。

○総務課長（鍵 良平君） 議案第47号 令和4年度伊根町一般会計第2回補正予算（各担当課長説明記載省略）

○議長（濱野茂樹君） 休憩します。15時まで休憩いたします。

休憩 14時47分

再開 14時55分

○議長（濱野茂樹君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。1番、和田議員。

○1番（和田義清君） 伝建物活用事業についてお伺いします。ちょっと整理したいんですけども、結局のところ当初幾らぐらいで入札をかけて、結局足りないということで3,000万円基金から繰入れをするということは結構なんですけれども、総額結局幾らぐらいの工事費のアップになっているのかというのを、その辺をちょっと詳しく説明をお願いいたします。

○議長（濱野茂樹君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） 当初の入札につきましては約1億1,100万円の予定価格で入札を発注いたしました。今回それが3,000万円の増額ということで積算を行ったところです。

○議長（濱野茂樹君） 2番、上辻議員。

○2番（上辻 亨君） 商工費で浦嶋公園管理費で100万円の予算補正がかかっているんですが、これ委託料として100万円上がっているわけですが、ここ委託受けられたところは本当であれば中を見て壊れとるとかそんなの町側が見んなのでしょうか。また、今外側から見るとに何にもやっていないような感じがするんですけども、いつ何をしてとかいうような計画を基にちゃんと動いておられるのかちょっとお聞きしたいです。

○議長（濱野茂樹君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） 今回エアコンの改修の設計業務を予算計上させていただいているんですけども、当然施設の改修50万円以上の工事になると見込まれますので、その責任は伊根町にございます。

新しい指定管理者につきましては、現在厨房機器等を全て入替えをされておられまして、エアコンにつきましては幸いレストラン系統はまだ生きておりますので、7月20日のオープンを目指して準備を進めているというふうに報告を受けています。

○議長（濱野茂樹君） 4番、中嶋議員。

○4番（中嶋 章君） 地域振興券発行事業についてお伺いいたします。利用範囲なんですけれども、地元の事業者の経済支援という目的でということなんですけれども、いねタクの回数券の購入とかそういうちょっと目的は無理でしょうか。やっぱり高齢者なかなか地元で使えない、商店が少ないことで希望される方もあると思うんですけども、その辺はどういうふうに対処されますか。

○議長（濱野茂樹君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） いねタクの乗車券の購入に使えないかということも検討はしているところなんですけれども、できれば町のほうにお金が落ちるのではなく、事業者さんにお金を使っていたほうがいいのではないかなというふうに思っています。生活支援に対する面と事業者支援に対する面のバランスというところで、今回はいねタクの乗車券には使えないという方向で進めたいと思っています。1万5,000円の地域振興券を配布させていただきますので、そこで浮いたといいますか、ちょっと言い方があれですけども、いねタクについてはご自身のお金のほうでご乗車いただければありがたいなというふうに思っているところです。

○議長（濱野茂樹君） ほかに質疑はありますか。質疑なしの声がありますが、これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱野茂樹君） 異議なしと認めます。よって質疑は終結いたします。

これから討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。よって討論は終結いたします。

これから、議案第47号 令和4年度伊根町一般会計第2回補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第5 閉会中の継続審査（調査）申出書

○議長（濱野茂樹君） 日程第5、閉会中の継続審査（調査）申出書についてを議題とします。

総務委員長、産業建設委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査（調査）申出書が提出されました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱野茂樹君） 異議なしと認めます。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定しました。

◎ 閉 会

○議長（濱野茂樹君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第2回伊根町議会定例会を閉会します。

本日の議事を閉じますが、6月定例会の閉会に当たり、議長から一言申し上げます。

上程されました案件を議了し、無事閉会の運びとなりました。長期化する新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ロシアのウクライナ侵略に伴い原油価格をはじめとする物価の高騰により町民生活や経済へのさらなる影響が懸念されるところであります。そうした中で、本日可決されました

補正予算は町民生活を支援するため適切かつ迅速に対応いただいたことは大いに評価するものであります。町民の皆様にも一日も早く事業の成果が届くよう取組を進めていただきますようよろしくお願いいたします。

現在、コロナウイルスの感染状況は落ち着きを見せておりますが、府内を含め全国的に新規感染者数の減少傾向は緩やかになってきており、一部にはまた夏頃には再び感染者数が増加するのではないかと懸念も示されています。我々は今も感染が続いていることを決して忘れてはなりません。感染の再拡大を防ぐため気を緩めることなく、引き続き様々な場面に応じた正しいマスクの着用や人と人との距離の確保など、一人一人が感染をしない・させない・広げないといった意識を常に持った行動を心からお願いいたします。

伊根町議会といたしましては、町民の皆様の平穏な日常生活と活力ある経済を取り戻せるよう引き続きコロナ対策をはじめ、経済の再生や地域の活性化、国土強靱化など町政の様々な課題に町当局と連携して全力を尽くしてまいり所存であります。町執行部の皆様には引き続き町民のために町政の積極的推進、町民福祉の向上にご尽力をお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

皆様、大変お疲れさまでした。

閉会 15時04分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員